

第2期河内長野市耐震改修促進計画

【概要版】

平成29年3月

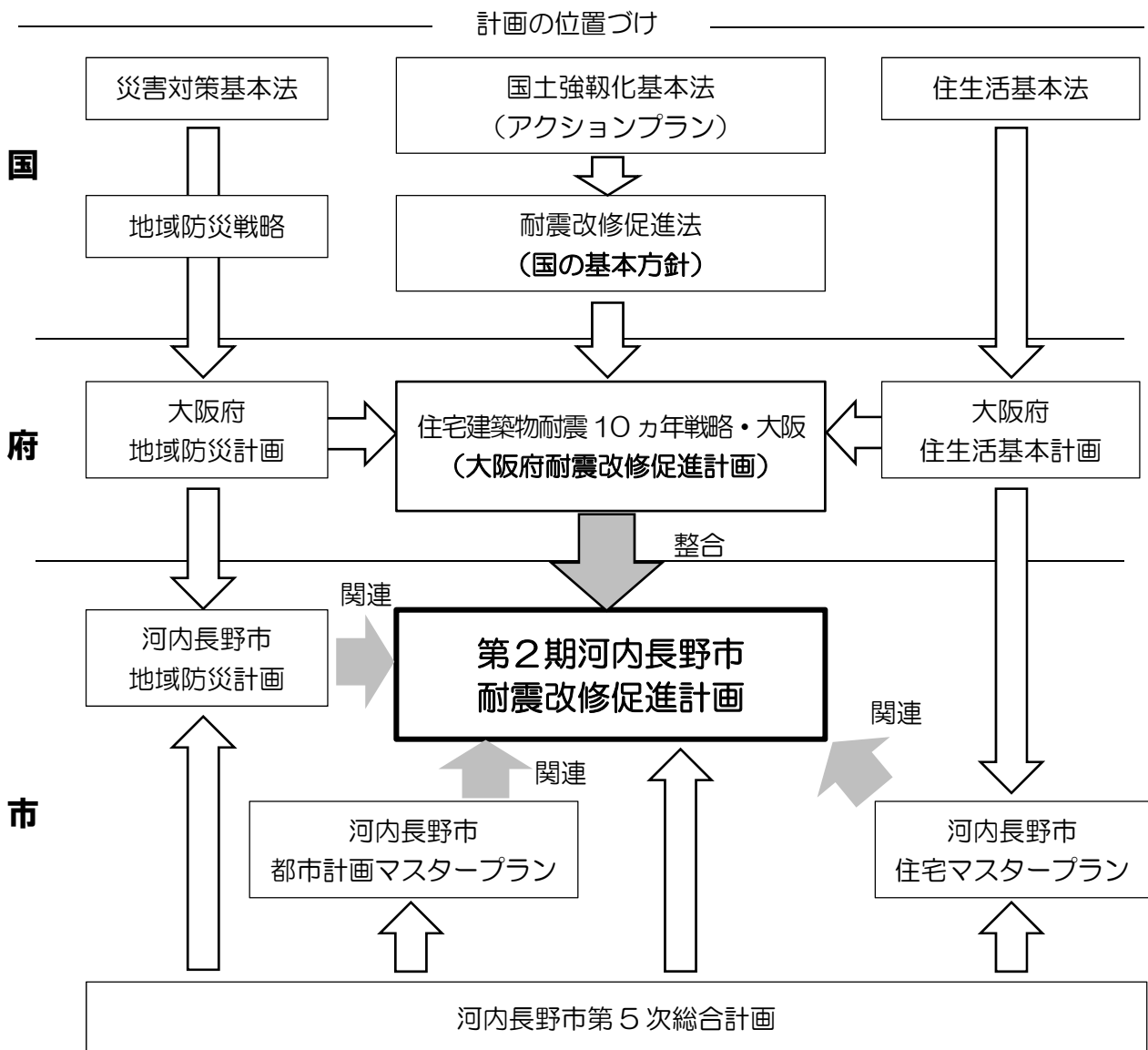
河内長野市

【計画の目的と位置付け】

第2期河内長野市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害等を軽減することを目的として策定します。このため、耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策等を明らかにするものです。

市では、平成20年3月に「河内長野市耐震改修促進計画」を策定し、これに基づき耐震施策を推進してきました。計画策定から8年が経過し、平成27年度をもって当初計画の計画期間が終了したため、第2期（計画期間：平成28年度～平成37年度）計画の策定を行います。

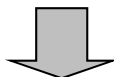
本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）第6条に基づき策定するものであり、平成25年の耐震改修促進法の改正を踏まえた内容とします。策定に際し、国の方針及び平成28年に改定された「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」との整合を図るとともに、「河内長野市第5次総合計画」及び「河内長野市地域防災計画」、その他関連計画との整合を図り策定します。



【計画の構成】

第1章 建築物の耐震化を取り巻く環境

阪神・淡路大震災における被害状況や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震等の発生時における本市の被害状況等について示します。



第2章 耐震化の現状

住宅、特定既存耐震不適格建築物（民間）、市有建築物の耐震化の現状を示し、本市の耐震化状況についての分析とともに耐震化の阻害要因を明らかにします。



第3章 耐震化に向けた取組み方針

耐震化に向けた取組み方針について示します。

耐震化率の目標を達成するためには、木造住宅の耐震化を促進する必要があります。このため、特に木造住宅の耐震化について、① 耐震改修等に対する支援策、② 所有者特性や地域特性に応じた支援策、③ 耐震化だけによらない生命を守る対策の三つの施策から、総合的に取組みます。

また、住宅、特定既存耐震不適格建築物（民間）のそれぞれについて、国の方針及び大阪府の計画を参考に耐震化率の目標を設定します。

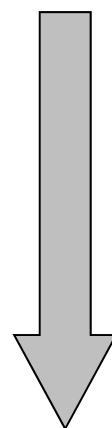
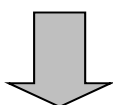


第4章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

耐震化に向けた総合的な取組みについて、施策内容を示します。また、耐震改修等に対する支援については、木造住宅の耐震改修補助制度の概要等について示します。

第5章 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化及び その他耐震化の促進に必要な事項

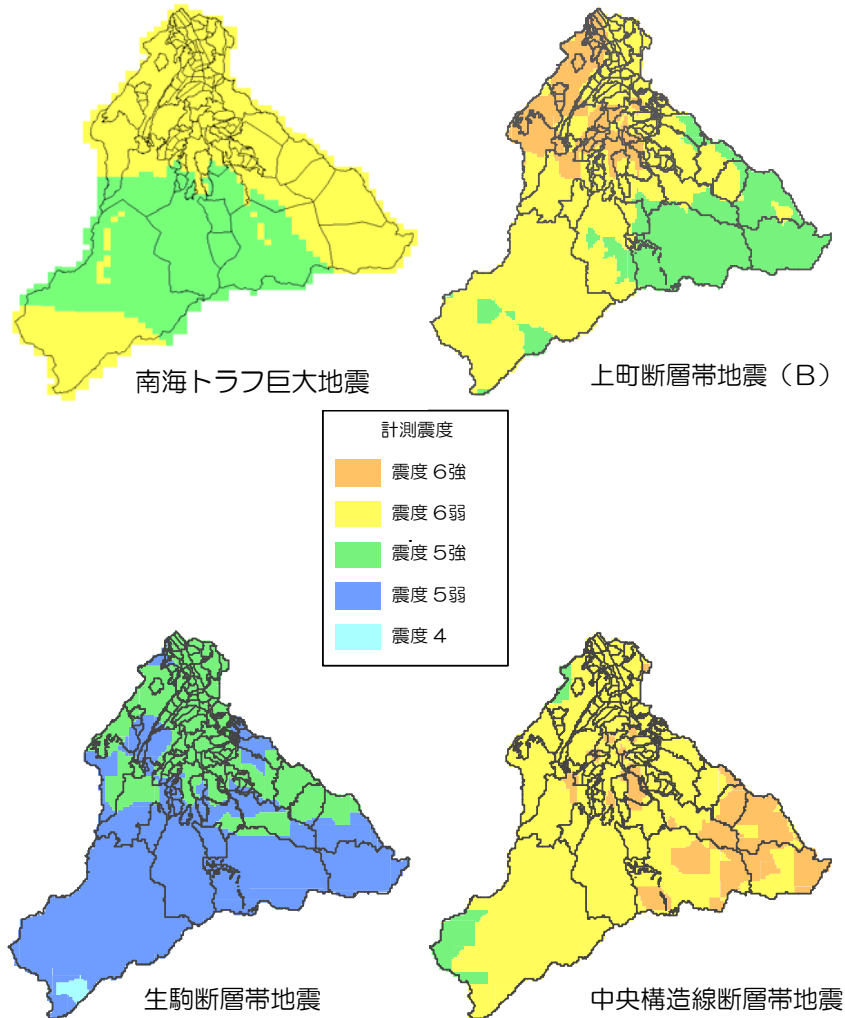
地震発生時に通行を確保すべき道路の指定や特定既存耐震不適格建築物（民間）の所有者に対する耐震化の指導方法等について示します。また、地震発生時の建築物等の安全対策として、落下物防止対策等について示します。



耐震化が進み、安心・安全な住まいとまちの実現

【建築物の耐震化を取り巻く環境】

近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震や、上町断層帯など大規模な地震から市民の生命・財産を守るために、より一層住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。特に南海トラフ巨大地震はいつ発生してもおかしくない切迫した状況にあります。



| 想定地震名称 | 30年以内の地震発生確率 | 地震動の予測 |
|-----------|--------------|------------------------------------|
| 南海トラフ巨大地震 | 70%程度 | 市北部を中心に震度6弱 その他の市内全域で ほぼ震度5強 |

| 想定地震名称 | 30年以内の地震発生確率 | 地震動の予測 |
|------------|--------------|---|
| 上町断層帯地震 | 2~3% | 市北部を中心に震度6強 その他の市内全域で 震度6弱~5強 ^{注5} |
| 生駒断層帯地震 | ほぼ0~0.2% | 市北部を中心に震度5強 その他の市内全域で ほぼ震度5弱 |
| 中央構造線断層帯地震 | ほぼ0~5% | 山間部で震度6強 その他の市内全域で ほぼ震度6弱 |

【耐震化の現状】

(1) 住宅の耐震化について

平成20年3月の計画策定時点では、平成18年の国の基本方針及び大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プランに準じて、平成27年度の耐震化率「90%」を目標として定め取組みを進めてきました。

平成27年度末時点では耐震化率81.7%と推計され、目標には届いていません。特に、木造戸建住宅の耐震化率が75.1%と、依然として低くなっています。

これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合、住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）の目標年次である平成37年度末時点では、耐震化率86.2%と推計されます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）について

平成20年3月の計画策定時点では、平成18年の国の基本方針及び大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プランに準じて、平成27年度の耐震化率「90%」を目標として定め取組みを進めてきました。

平成27年度末時点では耐震化率88.6%となっており、目標にはわずかに届いていません。

これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合、住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）の目標年次である平成32年度末時点では、耐震化率89.5%と推計されます。

(3) 市有建築物について

平成20年3月の計画策定時点では、平成18年の国の基本方針及び大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プランに準じて、平成27年度の耐震化率「90%」を目標として定め取組みを進めてきました。

平成27年度末時点では耐震化率98.9%となっており、ほぼ全ての市有建築物の耐震化が完了しています。

| | | 耐震性を満たす | 耐震性を満たさない | 耐震化率 | 将来推計耐震化率 ^{注1} |
|------------------|----------------------|---------|-----------|-------|------------------------|
| 住宅 | 木造戸建住宅 | 18,103戸 | 5,996戸 | 75.1% | 81.8% |
| | 共同住宅等 | 16,047戸 | 1,649戸 | 90.7% | 92.9% |
| | 全体 | 34,150戸 | 7,645戸 | 81.7% | 86.2% |
| 特定既存耐震不適格建築物（民間） | 多数の者が利用する建築物 | 139棟 | 17棟 | 89.1% | 89.7% |
| | 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物 | 2棟 | 1棟 | 66.7% | 66.7% |
| | 緊急輸送路を閉塞させるおそれのある建築物 | 140棟 | 18棟 | 88.6% | 89.8% |
| | 全体 | 281棟 | 36棟 | 88.6% | 89.5% |
| 市有建築物 | | 181棟 | 2棟 | 98.9% | — |

注1 将来推計耐震化率は、住宅は平成37年度末時点の推計値、特定既存耐震不適格建築物（民間）は平成32年度末時点の推計値

【耐震化に向けた取組み方針】

(1) 住宅

①所有者負担の軽減

所有者が耐震化を図るための費用負担の軽減に繋がる施策を検討する必要があります。

②所有者特性に合った耐震化の選択

所有者の年齢や、後の住宅に関する意向などに応じた啓発、補助制度の選択ができるよう、多様なメニューを構築する必要があります。

③耐震化だけによらない震災対策

住宅の耐震化だけでなく、震災時の火災予防や家具の転倒防止策など所有者ができることから始められる震災対策の啓発を行っていく必要があります。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）

①確実な普及啓発

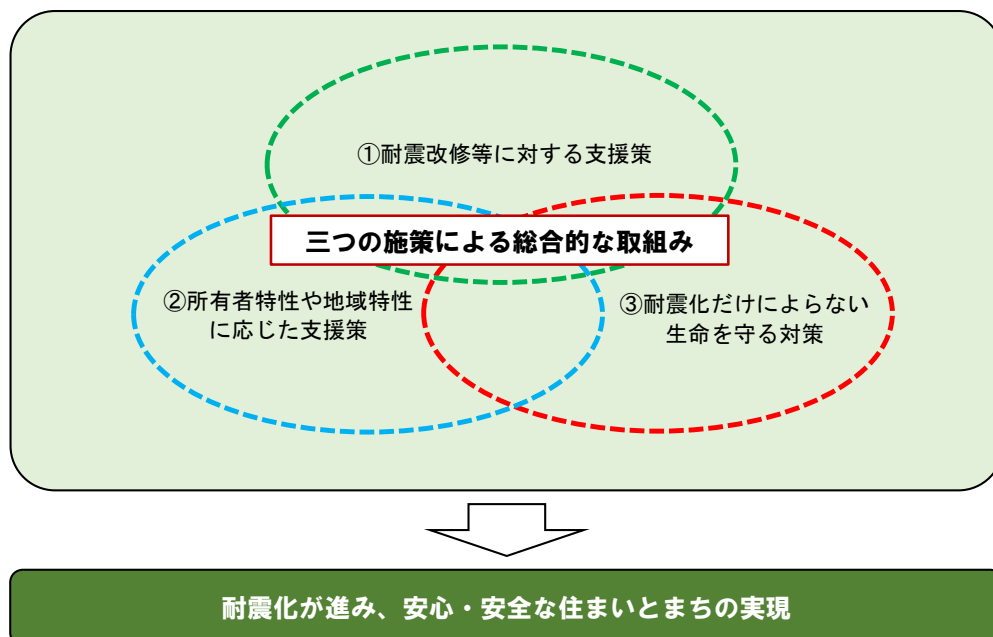
個別訪問やダイレクトメールによる普及啓発を実施するとともに、その後も電話等により重ねて耐震化を働きかけるなど、確実な普及啓発を行っていくことが求められます。

②特定既存耐震不適格建築物（民間）への耐震改修支援

特定既存耐震不適格建築物（民間）全体を通して、耐震改修による耐震化を促進する行政支援策がないため、支援施策の検討が求められます。

【耐震化に向けた総合的な取組み】

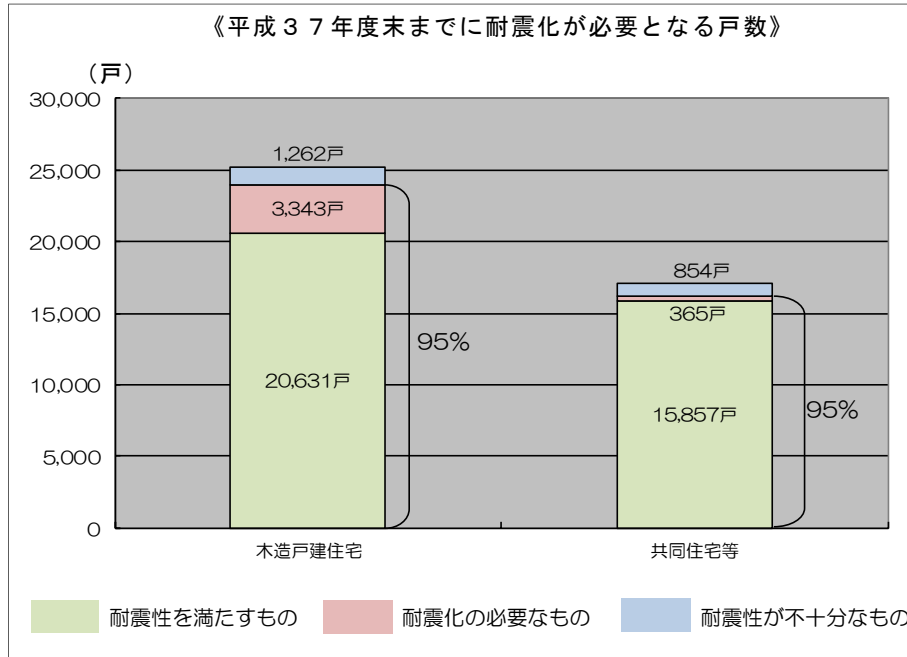
市は特に木造住宅の耐震化を図るため、① 耐震改修等に対する支援策、② 所有者特性や地域特性に応じた支援策、③ 耐震化だけによらない生命を守る対策の三つの施策から、総合的に取組みます。



【住宅の耐震化の目標】

住宅建築物耐震 10 力年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）において、住宅の耐震化率を「平成 37 年度までに 95%」と目標設定されていること、さらに震災による死者や負傷者、経済的損害を抑制するという観点から、平成 37 年度末の耐震化率の目標を 95%に設定します。

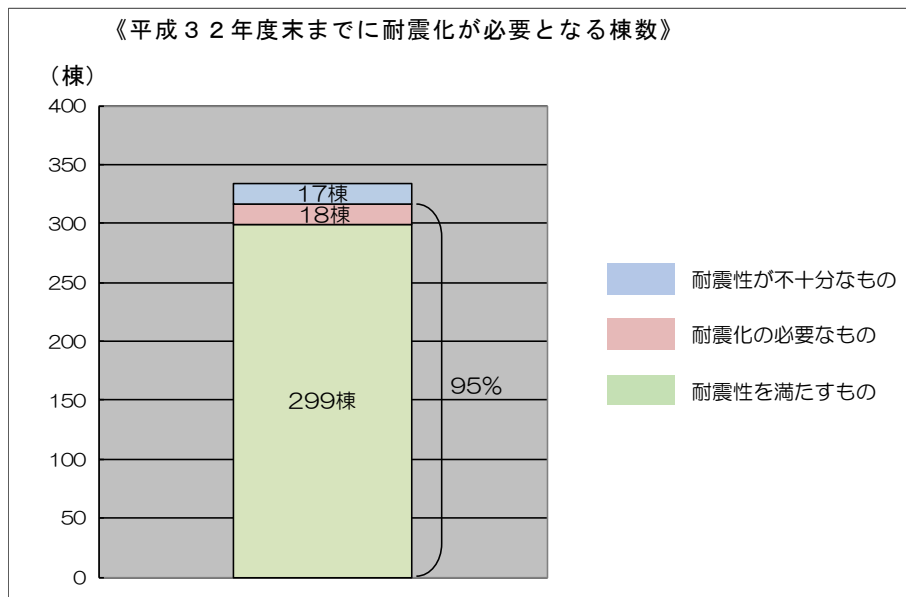
したがって目標の達成に向けては、平成 37 年度末までに木造戸建住宅にあっては 3, 343 戸、共同住宅等にあっては 365 戸の耐震化が必要になります。



【特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化の目標】

国の基本方針及び住宅建築物耐震 10 力年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）において多数の者が利用する建築物の耐震化率を「平成 32 年度までに 95%」と目標設定されていること、さらに、震災による死者や負傷者、経済的損害を抑制するという観点から、特定既存耐震不適格建築物（民間）について、平成 32 年度末の耐震化率の目標を 95%に設定します。

したがって目標の達成に向けては、平成 32 年度末までに残り 18 棟の耐震化が必要となります。



【住宅の耐震化の促進を図るための施策】

耐震化に向けた三つの施策による総合的な取組み

1. 耐震改修等に対する支援策

- (1) 既存民間建築物耐震診断補助制度
★耐震診断にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 木造住宅耐震改修設計補助制度
★耐震改修設計にかかる費用の一部を補助する。
- (3) 木造住宅耐震改修補助制度
★耐震改修にかかる費用の一部を補助する。
- (4) 木造住宅除却補助金交付制度
★建替え促進に繋がる除却制度の普及啓発に努める。
- (5) 木造住宅耐震改修補助制度の要件緩和の検討
★部分改修や耐震シェルター設置など少ない負担で耐震化できるように検討する。
- (6) 補助金の代理受領制度の検討
★改修工事の初期費用の負担緩和制度を検討する。
- (7) 耐震改修促進税制の周知
★パンフレットに概要を記載するなどし、周知に努める。

2. 所有者特性や地域特性に応じた支援策

- (1) 耐震化に関する普及啓発の継続
- (2) 相談しやすい窓口の整備
- (3) 信頼できる耐震改修事業者等の情報提供
- (4) 地域特性に応じた地震対策の推進

3. 耐震化だけによらない生命を守る対策

- (1) 感震ブレーカーや家具の転倒予防など生命を守る対策の普及促進
- (2) 建替えや住替えの促進
★耐震化を促進する上で有効な建替えや住替えなど、他の住宅補助制度を活用しながら促進する。